

令和8年度横浜市予算について

横浜市報第226号 別冊

目 次

令和8年度	横浜市一般会計予算	1
令和8年度	横浜市国民健康保険事業費会計予算	28
令和8年度	横浜市介護保険事業費会計予算	31
令和8年度	横浜市後期高齢者医療事業費会計予算	35
令和8年度	横浜市港湾整備事業費会計予算	38
令和8年度	横浜市中央卸売市場費会計予算	42
令和8年度	横浜市中央と畜場費会計予算	45
令和8年度	横浜市母子父子寡婦福祉資金会計予算	49
令和8年度	横浜市勤労者福祉共済事業費会計予算	52
令和8年度	横浜市公害被害者救済事業費会計予算	55
令和8年度	横浜市市街地開発事業費会計予算	59
令和8年度	横浜市自動車駐車場事業費会計予算	64
令和8年度	横浜市新墓園事業費会計予算	67
令和8年度	横浜市風力発電事業費会計予算	70
令和8年度	横浜市みどり保全創造事業費会計予算	73
令和8年度	横浜市公共事業用地費会計予算	78
令和8年度	横浜市市債金会計予算	82
令和8年度	横浜市下水道事業会計予算	85
令和8年度	横浜市埋立事業会計予算	90
令和8年度	横浜市水道事業会計予算	92
令和8年度	横浜市工業用水道事業会計予算	96
令和8年度	横浜市自動車事業会計予算	99
令和8年度	横浜市高速鉄道事業会計予算	103
令和8年度	横浜市病院事業会計予算	107

令和 8 年度横浜市一般会計予算

令和 8 年度横浜市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,099,342,124 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(市 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 市債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、190,000,000 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市税		975,897,000 <small>千円</small>
	1 市民税	549,965,000
	2 固定資産税	311,432,000
	3 軽自動車税	3,536,000
	4 市たばこ税	23,087,000
	5 入湯税	85,000
	6 事業所税	20,203,000
	7 都市計画税	67,589,000
2 地方譲与税		8,727,000
	1 地方揮発油譲与税	2,216,000
	2 自動車重量譲与税	5,017,000
	3 森林環境譲与税	460,000
	4 特別とん譲与税	1,015,000
	5 石油ガス譲与税	19,000
3 利子割交付金		1,988,000
	1 利子割交付金	1,988,000
4 配当割交付金		9,453,000
	1 配当割交付金	9,453,000
5 株式等譲渡所得割交付金		12,666,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	12,666,000
6 分離課税所得割交付金		1,406,000

款	項	金額
	1 分離課税所得割交付金	1,406,000 ^{千円}
7 法人事業税交付金		10,760,000
	1 法人事業税交付金	10,760,000
8 地方消費税交付金		107,301,000
	1 地方消費税交付金	107,301,000
9 ゴルフ場利用税交付金		155,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	155,000
10 環境性能割交付金		20
	1 環境性能割交付金	20
11 軽油引取税交付金		7,656,980
	1 軽油引取税交付金	7,656,980
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金		500,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	500,000
13 地方特例交付金		12,201,000
	1 地方特例交付金	12,190,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	11,000
14 地方交付税		28,000,000
	1 地方交付税	28,000,000
15 交通安全対策特別交付金		655,000
	1 交通安全対策特別交付金	655,000
16 分担金及び負担金		22,468,794
	1 負担金	22,468,794
17 使用料及び手数料		50,147,740

款	項	金額
	1 使用料	39,582,135
	2 手数料	10,565,605
18 国庫支出金		449,280,714
	1 国庫負担金	366,756,458
	2 国庫補助金	81,187,297
	3 国庫委託金	1,336,959
19 県支出金		128,444,562
	1 県負担金	85,241,660
	2 県補助金	35,265,596
	3 県委託金	7,937,306
20 財産収入		13,341,917
	1 財産運用収入	7,594,119
	2 財産売却収入	5,747,798
21 寄附金		7,812,501
	1 寄附金	7,812,501
22 繰入金		50,621,217
	1 他会計繰入金	4,135,225
	2 基金繰入金	46,485,992
23 繰越金		1
	1 繰越金	1
24 諸収入		69,368,678
	1 延滞金、加算金及び過料	253,194
	2 市預金利子	52,000

款	項	金 額
	3 収納資金貸付金元利収入	36,652 ^{千円}
	4 貸付金元利収入	3,931,181
	5 預託金元利収入	34,821,000
	6 収益事業収入	11,000,000
	7 雑入	19,274,651
25 市債		130,490,000
	1 市債	130,490,000
歳 入	合 計	2,099,342,124

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		3,204,636 <small>千円</small>
	1 議会費	3,204,636
2 総務費		143,548,983
	1 脱炭素推進費	7,855,208
	2 GREEN×EXPO推進事業費	12,316,335
	3 公園整備費	11,128,109
	4 周辺道路整備費	3,559,783
	5 交通輸送対策費	3,440,647
	6 政策経営費	6,658,127
	7 国際費	1,816,006
	8 総務費	57,536,623
	9 財政費	16,723,863
	10 税務費	17,284,118
	11 会計管理費	2,670,943
	12 人事委員会費	350,405
	13 監査費	483,570
14 選挙費	1,725,246	
3 市民費		45,720,301
	1 市民行政費	16,768,155
	2 地域行政費	28,952,146
4 にぎわいスポーツ文化費		17,160,109

款	項	金額
	1 にぎわいスポーツ文化費	17,160,109 ^{千円}
5 経済費		45,340,124
	1 経済費	45,340,124
6 こども青少年費		422,551,271
	1 青少年費	26,224,780
	2 子育て支援費	254,329,161
	3 こども福祉保健費	141,997,330
7 健康福祉費		415,946,165
	1 社会福祉費	68,969,958
	2 障害者福祉費	160,288,339
	3 老人福祉費	15,483,717
	4 生活援護費	142,967,659
	5 健康福祉施設整備費	23,813,827
	6 健康推進費	4,422,665
8 医療費		27,385,168
	1 医療政策費	7,862,175
	2 公衆衛生費	19,522,993
9 みどり環境費		35,138,369
	1 みどり環境総務費	9,972,761
	2 公園緑地費	23,783,342
	3 農政費	795,353
	4 環境保全費	586,913
10 資源循環費		55,086,003

款	項	金額
	1 資源循環管理費	22,665,571
	2 適正処理費	31,816,656
	3 し尿処理費	603,776
11 建築費		32,922,756
	1 建築指導費	12,538,407
	2 住宅費	20,384,349
12 都市整備費		10,852,808
	1 都市整備費	10,852,808
13 道路費		57,440,489
	1 道路維持管理費	26,864,902
	2 道路整備費	30,575,587
14 河川費		4,900,827
	1 河川費	4,900,827
15 港湾費		13,800,797
	1 港湾管理費	8,465,779
	2 港湾整備費	5,335,018
16 消防費		45,764,721
	1 消防費	45,764,721
17 教育費		333,733,660
	1 教育総務費	213,136,639
	2 小学校費	15,103,101
	3 中学校費	7,263,129
	4 高等学校費	1,194,161

款	項	金額
	5 特別支援学校費	1,921,615 ^{千円}
	6 生涯学習費	6,929,305
	7 学校保健体育費	39,298,406
	8 教育施設整備費	48,887,304
18 公債費		177,285,013
	1 公債費	175,858,146
	2 第三セクター等改革推進債公債費	1,426,867
19 諸支出金		210,559,924
	1 特別会計繰出金	210,559,924
20 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		2,099,342,124

第2表 債務負担行為

追 加

事 項	期 間	限 度 額
保土ヶ谷区総合庁舎LED化改修工事請負契約等	令和9年度	限度額 98,000 千円
瀬谷区総合庁舎等LED化改修工事請負契約等	令和9年度	限度額 130,000 千円
ヨコハマ未来創造会議企画・運営業務委託契約	令和9年度	限度額 120,000 千円
グリーン社会の実現に向けたプロモーションマネジメント業務委託契約	令和9年度	限度額 470,000 千円
GREEN×EXPO 2027における共創プロジェクト業務委託契約	令和9年度	限度額 330,000 千円
GREEN×EXPO 2027における学校招待調整・管理業務委託契約等	令和9年度	限度額 770,000 千円
GREEN×EXPO 2027における賓客受入等業務委託契約	令和9年度	限度額 140,000 千円
GREEN×EXPO 2027会場内における催事企画・運営業務委託契約	令和9年度	限度額 740,000 千円
横浜市出展関連業務委託契約	令和9年度	限度額 910,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
瀬谷駅周辺等公共空間整備・運営業務委託契約	令和9年度	限度額 380,000 千円
旧上瀬谷通信施設地区への直通アクセス運行业務委託契約	令和9年度	限度額 640,000 千円
旧上瀬谷通信施設地区における交通需要マネジメント業務委託契約	令和9年度	限度額 200,000 千円
ふるさと納税寄附管理等業務委託契約	令和9年度から令和11年度まで	限度額 6,200,000 千円
予算・財務情報管理システム等に係るライセンス提供業務委託契約	令和9年度から令和11年度まで	限度額 630,000 千円
納税通知書等作成業務委託契約	令和9年度	限度額 120,000 千円
戸塚区総合庁舎維持管理等業務委託契約	令和9年度から令和13年度まで	限度額 1,400,000 千円
地区センター等LED化ESCO事業委託契約	令和9年度から令和23年度まで	限度額 900,000 千円
南本宿公園コミュニティハウス増築等工事請負契約	令和9年度	限度額 160,000 千円
上台集会所外壁修繕工事協定	令和9年度	限度額 7,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
本郷台駅前区市等合同施設修繕 工事協定	令和9年度	限度額 130,000 千円
東急青葉台ビル空調機器改修工 事協定	令和9年度	限度額 49,000 千円
長津田マークタウン大規模修繕 工事協定	令和9年度	限度額 23,000 千円
横浜国際プール再整備事業事業 契約	令和9年度から 令和32年度まで	限度額 24,000,000 千円
秋葉小学校及び秋葉中学校夜間 照明設備整備工事請負契約	令和9年度	限度額 75,000 千円
横浜市中央職業訓練校訓練業務 委託契約	令和9年度	限度額 11,000 千円
児童福祉施設等LED化ESC O事業委託契約	令和9年度から 令和23年度まで	限度額 200,000 千円
次期福祉保健システム（仮称） 移行等業務委託契約	令和9年度から 令和12年度まで	限度額 14,000,000 千円
地域ケアプラザ等LED化ESC O事業委託契約	令和9年度から 令和23年度まで	限度額 470,000 千円
戸塚斎場空調熱交換器改修業務 委託契約	令和9年度	限度額 70,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
横浜市生活保護システム標準化 対応業務委託契約	令和9年度から 令和10年度まで	限度額 1,400,000 千円
松風学園（管理棟）整備工事請 負契約	令和9年度	限度額 810,000 千円
旧市民病院跡地整備工事請負契 約（令和8年度）	令和9年度	限度額 290,000 千円
公園施設修繕工事請負契約	令和9年度	限度額 200,000 千円
公園緑地整備工事請負契約	令和9年度	限度額 280,000 千円
大通り公園リニューアル事業に 係る特定公園施設取得	令和9年度	限度額 1,300,000 千円
港の見える丘公園（拡張部）整 備工事請負契約	令和9年度から 令和10年度まで	限度額 1,100,000 千円
根岸なつかし公園法面对策工事 請負契約	令和9年度	限度額 300,000 千円
久良岐公園施設整備工事請負契 約	令和9年度	限度額 270,000 千円
こどもログハウス暑さ対策工事 請負契約	令和9年度	限度額 180,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
公園トイレ改築工事請負契約	令和9年度	限度額 140,000 千円
ごみ収集車両製造請負契約	令和9年度	限度額 67,000 千円
粗大ごみ収集運搬業務委託契約	令和9年度	限度額 240,000 千円
焼却工場設備補修等工事請負契約	令和9年度	限度額 200,000 千円
鶴見工場中央制御装置更新工事請負契約	令和9年度	限度額 160,000 千円
鶴見工場ボイラー定期検査等整備工事請負契約	令和9年度	限度額 120,000 千円
鶴見工場多成分排ガス分析計更新工事請負契約	令和9年度	限度額 49,000 千円
金沢工場タービンバイパス装置更新工事請負契約	令和9年度	限度額 70,000 千円
金沢工場無停電電源装置更新工事請負契約	令和9年度	限度額 77,000 千円
金沢工場ポンプ等更新工事請負契約（令和8年度）	令和9年度	限度額 55,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
金沢工場直流電源装置補修工事請負契約	令和9年度	限度額 21,000 千円
金沢工場旧灰溶融施設プラント設備撤去工事請負契約	令和9年度	限度額 170,000 千円
狭あい道路拡幅整備工事請負契約	令和9年度	限度額 200,000 千円
公共建築物長寿命化対策のための修繕業務委託契約等	令和9年度	限度額 1,300,000 千円
ひかりが丘住宅第10期住戸改善工事請負契約	令和9年度	限度額 3,000,000 千円
六浦住宅設備工事請負契約	令和9年度	限度額 800,000 千円
洋光台住宅（C-1街区）建替事業事業契約	令和9年度から令和12年度まで	限度額 2,800,000 千円
野庭住宅（J街区）建替事業事業契約	令和9年度から令和24年度まで	限度額 17,000,000 千円
道水路等境界調査業務委託契約	令和9年度	限度額 58,000 千円
道路用地管理工事請負契約	令和9年度	限度額 15,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
道路修繕工事請負契約等	令和9年度	限度額 3,300,000 千円
交通安全施設等整備及び補修工事請負契約	令和9年度	限度額 590,000 千円
子どもの通学路交通安全対策工事請負契約等	令和9年度	限度額 150,000 千円
橋梁補修工事請負契約	令和9年度	限度額 60,000 千円
都市計画道路上郷公田線（桂台地区）トンネル工事請負契約	令和9年度から令和11年度まで	限度額 4,500,000 千円
都市計画道路用地管理工事請負契約	令和9年度	限度額 91,000 千円
河川・水路等修繕工事請負契約	令和9年度	限度額 64,000 千円
河川・水路等調査検討業務委託契約	令和9年度	限度額 42,000 千円
河川等がけ法面対策工事請負契約	令和9年度	限度額 110,000 千円
沈船撤去工事請負契約	令和9年度	限度額 10,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
河川整備工事請負契約	令和9年度	限度額 390,000 千円
河川事業用地整備工事請負契約	令和9年度	限度額 140,000 千円
河川整備設計業務委託契約	令和9年度	限度額 91,000 千円
河川護岸等耐震対策工事請負契約	令和9年度	限度額 170,000 千円
臨港道路管理修繕業務委託契約等	令和9年度	限度額 36,000 千円
港湾施設修繕工事請負契約	令和9年度	限度額 29,000 千円
消防車両製造請負契約	令和9年度	限度額 590,000 千円
G I G Aスクール構想第2期端末整備に伴う小学校教育用コンピュータ貸借契約	令和9年度から令和14年度まで	限度額 14,000,000 千円
G I G Aスクール構想第2期端末整備に伴う特別支援学校教育用コンピュータ貸借契約	令和9年度から令和14年度まで	限度額 240,000 千円
地域図書館リノベーション業務委託契約	令和9年度	限度額 360,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
地域図書館リノベーションに係るレイアウトデザイン業務委託契約	令和9年度	限度額 15,000 千円
横浜市立中学校給食調理・配送等業務（A区分）委託契約（令和8年度）	令和9年度から令和22年度まで	限度額 4,700,000 千円
横浜市立中学校給食調理・配送等業務（B区分）委託契約（令和8年度）	令和9年度から令和12年度まで	限度額 2,500,000 千円
学校施設補修工事請負契約	令和9年度	限度額 30,000 千円
二俣川小学校校庭整備工事等請負契約	令和9年度	限度額 320,000 千円
豊岡町複合施設（仮称）再編整備事業事業契約	令和9年度から令和28年度まで	限度額 19,000,000 千円
桜岡小学校体育館建替工事請負契約	令和9年度から令和10年度まで	限度額 1,400,000 千円
菊名小学校建替工事請負契約	令和9年度から令和10年度まで	限度額 8,300,000 千円
瀬谷小学校建替工事請負契約	令和9年度から令和10年度まで	限度額 4,400,000 千円
瀬谷中学校移転建替工事請負契約	令和9年度から令和10年度まで	限度額 8,300,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
今宿小学校解体工事請負契約	令和9年度	限度額 540,000 千円
つつじが丘小学校解体工事請負契約	令和9年度	限度額 690,000 千円
吉原小学校解体工事（校舎A棟等）請負契約	令和9年度から令和10年度まで	限度額 600,000 千円
榎が丘小学校解体工事（第2期工事）請負契約	令和9年度	限度額 360,000 千円
学校施設改修業務委託契約	令和9年度	限度額 1,000,000 千円
給食室改修工事請負契約	令和9年度	限度額 760,000 千円
体育館空調設備設置工事請負契約	令和9年度	限度額 1,400,000 千円
市立学校断熱改修業務委託契約	令和9年度	限度額 800,000 千円
元石川小学校エレベーター設置工事請負契約	令和9年度	限度額 210,000 千円
潮田小学校ほか44校学校照明設備改修LED化ESCO事業委託契約	令和9年度から令和23年度まで	限度額 2,500,000 千円

変 更

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
横浜市住宅供給公社のため にする損失補償	令和7年 4月から 令和13年 3月まで	借入限度額 2,580,000千円 借入先 市中の金融機関等 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令 和13年3月までの 間に償還	令和8年 4月から 令和14年 3月まで	借入限度額 2,540,000千円 借入先 市中の金融機関等 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令 和14年3月までの 間に償還
株式会社横浜国際 平和会議場のため にする損失補償	令和7年 4月から 令和9年 3月まで	借入限度額 936,000千円 借入先 市中の金融機関等 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令 和9年3月までの 間に償還	令和8年 4月から 令和9年 3月まで	借入限度額 468,000千円 借入先 市中の金融機関等 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令 和9年3月までの 間に償還
横浜高速鉄道株式 会社のためにする 損失補償	令和7年 4月から 令和28年 3月まで	借入限度額 42,707,000千円 借入先 市中の金融機関等 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令 和28年3月までの 間に償還	令和8年 4月から 令和29年 3月まで	借入限度額 42,707,000千円 借入先 市中の金融機関等 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令 和29年3月までの 間に償還
社会福祉法人横浜 市社会福祉協会の ためにする損失 補償	令和7年 4月から 令和24年 3月まで	借入限度額 4,920,000千円 借入先 市中の金融機関 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令 和24年3月までの 間に償還	令和8年 4月から 令和19年 3月まで	借入限度額 7,270,000千円 借入先 市中の金融機関 利率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令 和19年3月までの 間に償還

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
脱炭素推進費	千円 554,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和8会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。	8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
公園整備費	7,277,000			
周辺道路整備費	1,512,000			
交通輸送対策費	1,811,000			
政策経営推進費	2,000			
行政運営費	22,000			
横浜市立大学貸付金	1,500,000			
横浜市立大学関係施設整備費	486,000			
危機管理費	223,000			
デジタル統括推進費	46,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
賦課徴収費	千円 56,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和8会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。	8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
戸籍住民登録費	276,000			
地域施設整備費	908,000			
文化施設整備費	360,000			
スポーツ施設整備費	405,000			
観光施設整備費	44,000			
青少年育成施設整備費	2,000			
地域子育て支援費	14,000			
保育・教育施設運営費	176,000			
放課後児童育成施設整備費	100,000			
保育所等整備費	420,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
親子保健費	千円 124,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和8会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。	8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
児童福祉施設運営費	21,000			
児童福祉施設整備費	122,000			
社会福祉事業振興費	80,000			
葬務費	80,000			
障害者福祉施設運営費	31,000			
老人福祉施設運営費	103,000			
援護対策費	2,000			
健康福祉施設整備費	21,508,000			
地域保健推進費	88,000			
医療政策費	435,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域医療費	千円 10,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和8会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。	8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
環境衛生費	5,000			
公園緑地整備費	6,368,000			
農政推進費	7,000			
車両管理費	96,000			
適正処理総務費	130,000			
工場費	6,099,000			
し尿処理施設費	83,000			
住環境改善事業費	480,000			
都市計画調査費	2,000			
公共建築物長寿命化対策費	3,769,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営住宅管理費	千円 368,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和8会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。	8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
市営住宅整備費	5,160,000			
都市交通費	44,000			
地域整備費	2,618,000			
道路等維持費	2,303,000			
道路特別整備費	5,657,000			
街路整備費	4,966,000			
道路費負担金	3,187,000			
河川管理費	150,000			
河川整備費	640,000			
港湾施設等改良費	857,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備費負担金	千円 3,264,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和8会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。	8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
警防活動施設整備費	28,000			
消防研修施設整備費	776,000			
消防団施設整備費	813,000			
消防施設整備費	1,274,000			
特別支援教育指導振興費	37,000			
教育相談費	1,000			
生涯学習推進費	2,000			
文化財保護費	36,000			
図書館費	1,933,000			
教育関連施設整備費	35,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校用地費	千円 462,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和8会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。	8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
小・中学校整備費	17,140,000			
特別支援教育施設整備費	61,000			
学校施設営繕費	15,896,000			
水道事業会計繰出金	3,000,000			
高速鉄道事業会計繰出金	3,945,000			
計	130,490,000			

令和8年度横浜市国民健康保険事業費会計予算

令和8年度横浜市の国民健康保険事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ311,601,533千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		69,357,276 <small>千円</small>
	1 国民健康保険料	69,357,276
2 一部負担金		8
	1 一部負担金	8
3 国庫支出金		2,016
	1 国庫支出金	2,016
4 県支出金		205,929,879
	1 保険給付費等交付金	205,929,879
5 財産収入		10,541
	1 財産運用収入	10,541
6 繰入金		30,610,269
	1 他会計繰入金	30,610,269
7 繰越金		5,243,000
	1 繰越金	5,243,000
8 諸収入		448,544
	1 収納資金貸付金元利収入	900
	2 雑入	447,644
歳 入 合 計		311,601,533

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		311,601,533 <small>千円</small>
	1 総務費	9,400,634
	2 保険給付費	302,180,358
	3 基金積立金	10,541
	4 予備費	10,000
歳 出 合 計		311,601,533

令和8年度横浜市介護保険事業費会計予算

令和8年度横浜市の介護保険事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ359,335,934千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介護保険料		73,526,969 <small>千円</small>
	1 介護保険料	73,526,969
2 使用料及び手数料		90,732
	1 手数料	90,732
3 国庫支出金		76,919,460
	1 国庫負担金	59,309,309
	2 国庫補助金	17,610,151
4 支払基金交付金		92,028,937
	1 支払基金交付金	92,028,937
5 県支出金		50,939,613
	1 県負担金	48,211,681
	2 県補助金	2,727,932
6 財産収入		88,642
	1 財産運用収入	88,642
7 繰入金		63,794,528
	1 他会計繰入金	54,625,440
	2 基金繰入金	9,169,088
8 繰越金		1,925,243
	1 繰越金	1,925,243
9 諸収入		21,810
	1 収納資金貸付金元利収入	360

款	項	金 額
	2 雑入	21,450 ^{千円}
歳	入 合 計	359,335,934

歳 出

款	項	金 額
1 介護保険事業費		359,335,934 <small>千円</small>
	1 総務費	8,817,910
	2 保険給付費	330,947,086
	3 地域支援事業費	18,048,693
	4 保健福祉事業費	1,273,867
	5 基金積立金	238,378
	6 予備費	10,000
歳 出 合 計		359,335,934

令和 8 年度横浜市後期高齢者医療事業費会計予算

令和 8 年度横浜市の後期高齢者医療事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ116,458,763千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 67,815,589
	1 後期高齢者医療保険料	67,815,589
2 繰入金		47,928,610
	1 他会計繰入金	47,928,610
3 繰越金		132,547
	1 繰越金	132,547
4 諸収入		582,017
	1 収納資金貸付金元利収入	360
	2 償還金及び還付加算金	91,400
	3 広域連合支出金	483,287
	4 雑入	6,970
歳 入 合 計		116,458,763

歳 出

款	項	金 額
1 後期高齢者医療事業費		116,458,763 <small>千円</small>
	1 総務費	2,314,171
	2 負担金	114,134,592
	3 予備費	10,000
歳 出 合 計		116,458,763

令和8年度横浜市港湾整備事業費会計予算

令和8年度横浜市の港湾整備事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,453,766千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,147,944 <small>千円</small>
	1 使用料	1,147,944
2 財産収入		26,290
	1 財産運用収入	26,290
3 繰入金		1,646,461
	1 他会計繰入金	1,646,461
4 繰越金		3,026,370
	1 繰越金	3,026,370
5 諸収入		14,477,551
	1 貸付金元利収入	2,582,813
	2 雑入	11,894,738
6 市債		13,129,150
	1 市債	13,129,150
歳 入 合 計		33,453,766

歳 出

款	項	金 額
1 港湾整備事業費		33,453,766 <small>千円</small>
	1 管理費	1,824,517
	2 施設整備費	77,000
	3 山下ふ頭用地造成等事業費	1,821,000
	4 新本牧ふ頭整備費	8,654,680
	5 建設発生土受入事業費	11,702,390
	6 港湾施設等整備費貸付金	4,794,300
	7 公債費	4,574,879
8 予備費	5,000	
歳 出	合 計	33,453,766

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
山下ふ頭用地造成等 事業費	千円 2,019,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和8会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。	8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
新本牧ふ頭整備費負担金	6,316,000			
港湾施設等整備費貸付金	4,794,150			
計	13,129,150			

令和8年度横浜市中央卸売市場費会計予算

令和8年度横浜市の中央卸売市場費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,407,262千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,775,730 ^{千円}
	1 使用料	1,775,729
	2 手数料	1
2 財産収入		580,345
	1 財産運用収入	580,345
3 繰入金		145,000
	1 他会計繰入金	145,000
4 繰越金		317,461
	1 繰越金	317,461
5 諸収入		588,726
	1 雑入	588,726
歳 入 合 計		3,407,262

歳 出

款	項	金 額
1 中央卸売市場費		3,407,262 ^{千円}
	1 運営費	2,648,605
	2 公債費	757,657
	3 予備費	1,000
歳 出 合 計		3,407,262

令和8年度横浜市中心と畜場費会計予算

令和8年度横浜市中心の中央と畜場費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,284,740千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		272,131 <small>千円</small>
	1 使用料	272,131
2 財産収入		482
	1 財産運用収入	481
	2 財産売払収入	1
3 繰入金		2,579,388
	1 他会計繰入金	2,579,388
4 繰越金		40,000
	1 繰越金	40,000
5 諸収入		461,739
	1 貸付金元利収入	290,000
	2 雑入	171,739
6 市債		2,931,000
	1 市債	2,931,000
歳 入 合 計		6,284,740

歳 出

款	項	金 額
1 中央と畜場費		6,284,740 <small>千円</small>
	1 運営費	2,732,837
	2 施設整備費	2,938,000
	3 公債費	612,903
	4 予備費	1,000
歳 出 合 計		6,284,740

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央と畜場施設整備費	千円 2,931,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和8会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることことができる。	8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	2,931,000			

令和8年度横浜市母子父子寡婦福祉資金会計予算

令和8年度横浜市の母子父子寡婦福祉資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ619,069千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 貸付金収入		168,485 <small>千円</small>
	1 貸付金元利収入	168,485
2 繰入金		44,195
	1 他会計繰入金	44,195
3 繰越金		406,291
	1 繰越金	406,291
4 諸収入		98
	1 雑入	98
歳 入 合 計		619,069

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		619,069 <small>千円</small>
	1 貸付金	168,300
	2 事務費	44,478
	3 公債費	271,066
	4 一般会計繰出金	135,225
歳 出 合 計		619,069

令和8年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計予算

令和8年度横浜市の勤労者福祉共済事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ563,467千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 共済掛金収入		464,400 <small>千円</small>
	1 共済掛金収入	464,400
2 財産収入		20
	1 財産運用収入	20
3 繰入金		20,721
	1 他会計繰入金	20,721
4 繰越金		76,959
	1 繰越金	76,959
5 諸収入		1,367
	1 雑入	1,367
歳 入 合 計		563,467

歳 出

款	項	金 額
1 勤労者福祉共済事業費		563,467 <small>千円</small>
	1 運営費	562,467
	2 予備費	1,000
歳 出 合 計		563,467

令和8年度横浜市公害被害者救済事業費会計予算

令和8年度横浜市の公害被害者救済事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109,592千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 寄附金		千円 4,481
	1 寄附金	4,481
2 繰入金		95,178
	1 他会計繰入金	19,353
	2 基金繰入金	75,825
3 繰越金		9,933
	1 繰越金	9,933
歳 入 合 計		109,592

歳 出

款	項	金 額
1 公害被害者救済事業費		109,592 <small>千円</small>
	1 運営費	108,592
	2 予備費	1,000
歳 出 合 計		109,592

第2表 債務負担行為

追加

事 項	期 間	限 度 額
川崎・横浜公害保健センター建物解体工事協定	令和9年度から 令和10年度まで	限度額 110,000 千円

令和8年度横浜市市街地開発事業費会計予算

令和8年度横浜市の市街地開発事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,603,022千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		2,552,357 ^{千円}
	1 負担金	2,552,357
2 国庫支出金		4,449,767
	1 国庫補助金	4,449,767
3 県支出金		298,567
	1 県補助金	298,567
4 財産収入		37,955
	1 財産運用収入	37,955
5 寄附金		500
	1 寄附金	500
6 繰入金		4,310,037
	1 他会計繰入金	4,100,037
	2 基金繰入金	210,000
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		15,838
	1 雑入	15,838
9 市債		16,938,000
	1 市債	16,938,000
歳 入 合 計		28,603,022

歳 出

款	項	金 額
1 市街地開発事業費		28,603,022 <small>千円</small>
	1 総務費	694,152
	2 事業費	24,760,795
	3 公債費	2,615,200
	4 旧上瀬谷通信施設地区事業費充当 企業債公債費	531,875
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		28,603,022

第2表 債務負担行為

追加

事 項	期 間	限 度 額
旧上瀬谷通信施設地区土地区画 整理事業ガス本支管新設工事に 関する協定	令和9年度から 令和11年度まで	限度額 270,000 千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
二ツ橋北部三ツ境下 草柳線等沿道地区事 業費	千円 586,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和8会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によるることができる。	8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
綱島駅東口周辺事業費	155,000			
旧上瀬谷通信施設地区事業費	13,448,000			
東高島駅北地区事業費	810,000			
関内駅前地区事業費	1,939,000			
計	16,938,000			

令和8年度横浜市自動車駐車場事業費会計予算

令和8年度横浜市の自動車駐車場事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ239,575千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 寄附金		17,056 <small>千円</small>
	1 寄附金	17,056
2 繰入金		29,132
	1 他会計繰入金	29,132
3 繰越金		65,637
	1 繰越金	65,637
4 諸収入		127,750
	1 雑入	127,750
歳 入 合 計		239,575

歳 出

款	項	金 額
1 自動車駐車場事業費		239,575 <small>千円</small>
	1 運営費	205,443
	2 公債費	29,132
	3 予備費	5,000
歳 出 合 計		239,575

令和8年度横浜市新墓園事業費会計予算

令和8年度横浜市の新墓園事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,498,750千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 4,411,731
	1 使用料	4,411,544
	2 手数料	187
2 財産収入		5,200
	1 財産運用収入	5,200
3 繰入金		81,569
	1 基金繰入金	81,569
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		150
	1 雑入	150
歳 入 合 計		4,498,750

歳 出

款	項	金 額
1 メモリアルグリーン事業費		99,432 <small>千円</small>
	1 事業費	99,432
2 日野こもれび納骨堂事業費		1,183,712
	1 事業費	1,183,712
3 舞岡地区新墓園事業費		3,195,606
	1 施設整備費	3,166,755
	2 公債費	28,851
4 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		4,498,750

令和8年度横浜市風力発電事業費会計予算

令和8年度横浜市の風力発電事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ118,246千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 寄附金		千円 50
	1 寄附金	50
2 繰越金		69,123
	1 繰越金	69,123
3 諸収入		49,073
	1 収益事業収入	49,060
	2 雑入	13
歳 入 合 計		118,246

歳 出

款	項	金 額
1 風力発電事業費		118,246 <small>千円</small>
	1 運営費	78,246
	2 予備費	40,000
歳 出 合 計		118,246

令和8年度横浜市みどり保全創造事業費会計予算

令和8年度横浜市のみどり保全創造事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,322,399千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 2,622
	1 使用料	2,622
2 国庫支出金		959,510
	1 国庫補助金	959,510
3 県支出金		150
	1 県委託金	150
4 財産収入		10,000
	1 財産運用収入	10,000
5 繰入金		6,730,746
	1 他会計繰入金	3,773,096
	2 基金繰入金	2,957,650
6 諸収入		5,371
	1 雑入	5,371
7 市債		3,614,000
	1 市債	3,614,000
歳 入 合 計		11,322,399

歳 出

款	項	金 額
1 みどり保全創造事業費		11,322,399 <small>千円</small>
	1 みどり保全創造事業費	5,697,100
	2 みどり保全事業費	3,076,475
	3 基金積立金	10,000
	4 公債費	2,537,824
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		11,322,399

第2表 債務負担行為
追 加

事 項	期 間	限 度 額
緑地施設修繕工事請負契約	令和9年度	限度額 9,000 千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
樹林地保全創造費	千円 1,504,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和8会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。	8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
都市農地保全費	838,000			
緑化推進創造費	35,000			
樹林地保全費	1,237,000			
計	3,614,000			

令和8年度横浜市公共事業用地費会計予算

令和8年度横浜市の公共事業用地費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,004,652千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 資産活用推進基金収入		1,424,885 <small>千円</small>
	1 資産活用推進基金運用収入	161,001
	2 財産収入	972,615
	3 基金繰入金	291,268
	4 繰越金	1
2 都市開発資金事業収入		1,576,765
	1 財産収入	9,899
	2 他会計繰入金	566,866
	3 市債	1,000,000
3 公共用地先行取得事業収入		1,003,002
	1 財産収入	1,003,001
	2 繰越金	1
歳 入 合 計		4,004,652

歳 出

款	項	金 額
1 資産活用推進基金費		1,424,885 <small>千円</small>
	1 資産活用推進基金積立金	871,561
	2 資産活用推進基金保有土地取得費	553,324
2 都市開発資金事業費		1,576,765
	1 都市開発資金事業費	1,000,000
	2 公債費	576,765
3 公共用地先行取得事業費		1,003,002
	1 減債基金積立金	1,003,002
歳 出 合 計		4,004,652

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市開発資金事業費	<small>千円</small> 1,000,000	普通貸借の方法により、国から借り入れる。 起債の時期は令和8会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	据置期間を含め10年以内に償還する。
計	1,000,000			

令和 8 年度横浜市市債金会計予算

令和 8 年度横浜市の市債金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 470,807,956 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		386,222,956 <small>千円</small>
	1 他会計繰入金	313,384,713
	2 基金繰入金	72,838,243
2 市債		84,585,000
	1 市債	84,585,000
歳 入 合 計		470,807,956

歳 出

款	項	金 額
1 公債費		470,807,956 <small>千円</small>
	1 公債費	467,259,850
	2 第三セクター等改革推進債公債費	3,548,106
歳 出 合 計		470,807,956

令和8年度横浜市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度横浜市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|--------------|----------------------------|---------------|----------------------------|
| (1) 水再生センター | 11 箇所 | | |
| | | 年間総処理量 | 578,200,000 m ³ |
| | | 1日平均処理量 | 1,584,000 m ³ |
| (2) ポンプ場 | 71 箇所 | | |
| | | 年間総揚水量 | 252,580,000 m ³ |
| | | 1日平均揚水量 | 692,000 m ³ |
| (3) 主な建設改良事業 | 管きよ、ポンプ場及び水再生センター等
整備事業 | 80,618,942 千円 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	130,103,775 千円
第1項 営業収益	95,599,565 千円
第2項 営業外収益	34,245,081 千円
第3項 特別利益	259,129 千円

支 出

第1款 下水道管理費	126,545,011 千円
第1項 営業費用	121,289,516 千円
第2項 営業外費用	4,960,033 千円

第3項	特	別	損	失	285,462	千円
第4項	予	備	費		10,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 51,359,071 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 39,486,999 千円、建設改良積立金取崩額 7,872,072 千円、当年度未処分利益剰余金処分数額 4,000,000 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	下水道事業資本的収入	92,268,778	千円
第1項	企 業 債	80,094,000	千円
第2項	補 助 金	11,990,558	千円
第3項	負 担 金	86,560	千円
第4項	出 資 金	91,971	千円
第5項	そ の 他 資 本 的 収 入	5,689	千円

支 出

第1款	下水道事業資本的支出	143,627,849	千円
第1項	建 設 改 良 費	82,944,677	千円
第2項	企 業 債 償 還 金	56,670,893	千円
第3項	投 資	2,279	千円
第4項	一 般 会 計 繰 出 金	4,000,000	千円
第5項	予 備 費	10,000	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道管きよ修繕工事 及び維持管理等委託	令和9年度	1,760,000 千円
ポンプ場 維持管理業務委託	令和9年度	100,000 千円
ポンプ場修繕工事	令和9年度	900,000 千円
水再生センター 維持管理業務委託	令和9年度	300,000 千円
金沢水再生センター 前処理施設公民連携における 維持管理事業	令和9年度から 令和15年度まで	3,000,000 千円
南部汚泥資源化センター 公民連携における 維持管理事業	令和9年度から 令和19年度まで	60,000,000 千円
水再生センター修繕工事	令和9年度	2,400,000 千円
下水道整備工事 及び設計・測量等委託	令和9年度から 令和14年度まで	96,000,000 千円
エキサイトよこはま 龍宮橋雨水幹線整備工事	令和9年度から 令和12年度まで	10,000,000 千円
南部汚泥資源化センター 公民連携における 整備事業	令和9年度から 令和19年度まで	5,000,000 千円
東高島ポンプ場築造工事	令和9年度から 令和14年度まで	40,000,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 下水道整備事業費に充てるため。

- (2) 限度額 56,295,000 千円
- (3) 起債の方法
- ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 - イ 起債の時期は令和 8 事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
 - ウ 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (4) 利率 年 8.0%以内
- ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法
- ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
 - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、10,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費

の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,542,943 千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,184,782 千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 建設改良積立金のうち 4,000,000 千円を当年度未処分利益剰余金に振り替え、次のとおり処分するものと定める。

(1) 一般会計繰出金 4,000,000 千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、3,000,000 千円と定める。

令和8年度横浜市埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度横浜市埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 付帯工事及び管理一式

ア みなとみらい21埋立事業

イ 南本牧埋立事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 完 成 土 地 収 益	50,386 千円
第1項 営 業 収 益	5,832 千円
第2項 営 業 外 収 益	44,554 千円

支 出

第1款 完 成 土 地 費 用	850,273 千円
第1項 営 業 費 用	634,595 千円
第2項 営 業 外 費 用	195,678 千円
第3項 予 備 費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,877,943千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 **5,840,110 千円**

第1項 南本牧埋立事業収入 5,840,110 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 **14,718,053 千円**

第1項 埋立事業費 698,053 千円

第2項 企業債償還金 14,000,000 千円

第3項 予備費 20,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、25,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 213,381 千円

令和8年度横浜市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度横浜市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 2,001,000 戸 |
| (2) 年間総給水量 | 401,620,000 m ³ |
| (3) 1日平均給水量 | 1,100,000 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	94,383,965 千円
第1項	営業収益	86,933,672 千円
第2項	営業外収益	7,450,293 千円
支 出		
第1款	水道事業費用	88,315,993 千円
第1項	営業費用	84,733,003 千円
第2項	営業外費用	3,497,990 千円
第3項	特別損失	35,000 千円
第4項	予備費	50,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 31,920,107 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 25,977,546 千円、建設改良積立金取崩額 2,960,217 千円、西谷浄水場再整備特別積立金取崩額 2,982,344 千円で補填する

ものとする。)

収 入

第1款 水道事業資本的収入	27,613,655 千円
第1項 企業債	23,444,000 千円
第2項 出資金	3,000,000 千円
第3項 補助金	246,364 千円
第4項 分担金及び負担金	913,873 千円
第5項 その他資本的収入	9,418 千円

支 出

第1款 水道事業資本的支出	59,533,762 千円
第1項 建設改良費	51,048,885 千円
第2項 企業債償還金	8,409,186 千円
第3項 投資	10,469 千円
第4項 国庫補助金返還金	35,222 千円
第5項 予備費	30,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設整備工事	令和9年度から 令和11年度まで	38,974,000 千円
水道施設維持管理	令和9年度	14,900,000 千円
西谷浄水場浄水処理施設 更新工事 (令和8年度)	令和9年度から 令和22年度まで	9,800,000 千円
相模湖系導水路改良工事 (令和8年度)	令和9年度から 令和14年度まで	800,000 千円

仮想基盤環境更新業務委託	令和9年度	600,000 千円
給水サービスに係る業務委託	令和9年度から 令和16年度まで	442,000 千円
給水タンク車製造	令和9年度	62,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 配水管整備事業費及び基幹施設整備事業費に充てるため。
- (2) 限度額 23,444,000 千円
- (3) 起債の方法
 - ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 - イ 起債の時期は令和8事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
 - ウ 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (4) 利率 年 8.0%以内
ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法
 - ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。

イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件
による。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 14,668,102 千円

(2) 交際費 100 千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、81,120 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,280,000 千円と定める。

令和8年度横浜市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度横浜市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---------------------------|
| (1) 供給事業所数 | 65 か所 |
| (2) 年間契約給水量 | 91,688,000 m ³ |
| (3) 1日当たり契約給水量 | 251,200 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	3,028,096 千円
第1項 営業収益	2,769,266 千円
第2項 営業外収益	258,830 千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	2,680,416 千円
第1項 営業費用	2,512,295 千円
第2項 営業外費用	151,121 千円
第3項 特別損失	10,000 千円
第4項 予備費	7,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,453,848 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 926,963 千円、建設改良積立金取崩額 291,885 千円及び減債積立金取崩額 235,000 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	工業用水道事業資本的収入	1,272,000 千円
第1項	企業債	1,003,000 千円
第2項	国庫補助金	269,000 千円

支 出

第1款	工業用水道事業資本的支出	2,725,848 千円
第1項	建設改良費	2,485,309 千円
第2項	企業債償還金	235,539 千円
第3項	国庫補助金返還金	1,000 千円
第4項	予備費	4,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設整備工事	令和9年度から 令和11年度まで	962,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 工業用水道施設整備事業費に充てるため。
- (2) 限 度 額 1,003,000 千円
- (3) 起債の方法
 - ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 - イ 起債の時期は令和8事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
 - ウ 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日

における外国為替相場で換算した金額による
ことができる。

(4) 利 率 年 8.0%以内

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

(5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。

イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 287,300 千円

(2) 交際費 50 千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,952 千円である。

令和8年度横浜市自動車事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度横浜市自動車事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	車両数	年間走行キロ	年間輸送人員	1日平均輸送人員
(1) 一般乗合	775両	23,528,000 km	115,844,000 人	317,400 人
(2) 貸切	25両	574,000 km	1,818,000 人	5,000 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 自動車事業収益 21,610,681 千円

第1項 営業収益 20,454,540 千円

第2項 営業外収益 1,156,141 千円

支 出

第1款 自動車事業費 24,861,049 千円

第1項 営業費用 24,059,900 千円

第2項 営業外費用 781,149 千円

第3項 予備費 20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 306,839 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

ウ 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(4) 利 率 年 8.0%以内

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

(5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 15,152,649 千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

772,893 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、200,000 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	車 両	バ ス 車 両	48両

令和8年度横浜市高速鉄道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度横浜市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 車 両 数 310 両 (54編成)
- (2) 年 間 走 行 キ ロ 36,964,000 km
- (3) 年 間 輸 送 人 員 243,013,300 人
- (4) 1 日 平 均 輸 送 人 員 665,700 人
- (5) 主 な 建 設 改 良 事 業 駅施設及び電路・機械設備等の改良事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 高速鉄道事業収益	53,151,545 千円
第1項 営 業 収 益	46,102,277 千円
第2項 営 業 外 収 益	7,049,268 千円

支 出

第1款 高速鉄道事業費	49,488,133 千円
第1項 営 業 費 用	44,727,059 千円
第2項 営 業 外 費 用	4,731,074 千円
第3項 予 備 費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 18,104,391 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 高速鉄道事業資本的収入 27,489,061 千円

第1項	企 業 債	22,141,000 千円
第2項	一 般 会 計 出 資 金	3,854,000 千円
第3項	国 庫 補 助 金	82,000 千円
第4項	一 般 会 計 補 助 金	1,388,065 千円
第5項	そ の 他 収 入	23,996 千円

支 出

第1款 高速鉄道事業資本的支出 45,593,452 千円

第1項	建 設 改 良 費	19,734,852 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	25,858,600 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高 速 鉄 道 3 号 線 延 伸 事 業	令 和 9 年 度	166,000 千円
営 業 区 間 施 設 改 良 工 事	令 和 9 年 度 从 事 令 和 12 年 度 以 降	27,000,000 千円
営 業 区 間 施 設 管 理 委 託	令 和 9 年 度 从 事 令 和 12 年 度 以 降	6,200,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 高速鉄道建設改良費及び元利償還に充てるため。
- (2) 限 度 額 16,211,000 千円
建設改良費充当企業債 15,462,000 千円

特 例 債 749,000 千円

- (3) 起債の方法
- ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 - イ 起債の時期は令和8事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
 - ウ 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (4) 利率 年 8.0%以内
- ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法
- ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
 - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、40,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費

の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,657,387 千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,258,870 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、160,000 千円と定める。

令和8年度横浜市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度横浜市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 市 民 病 院 事 業

(1) 病 床 数	650 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	213,525 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	313,300 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	585 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	1,300 人

2 脳卒中・神経脊椎センター事業

(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	101,060 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	44,516 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	277 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	185 人
(6) 短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用定員	80 人
(7) 年間短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数	27,740 人
(8) 年間通所リハビリテーション等 利 用 者 数	8,624 人
(9) 1 日 平 均 短 期 入 所 療 養 介 護 及 び 介 護 保 健 施 設 サ ー ビ ス 等 利 用 者 数	76 人
(10) 1 日 平 均 通 所 リハビリテーション等利用者数	28 人

3 みなと赤十字病院事業

(1) 病	床	数	624 床
(2) 年	間	入院患者数	187,424 人
(3) 年	間	外来患者数	282,200 人
(4) 1	日	平均入院患者数	513 人
(5) 1	日	平均外来患者数	1,171 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、市民病院事業費用のうち、旧病院解体工事費 329,000 千円の財源の一部に充てるため、企業債 329,000 千円を借り入れる。

収 入

第1款	市民病院事業	収益	35,423,146 千円								
第1項	医	業	収	益	32,700,976 千円						
第2項	医	業	外	収	益	2,707,464 千円					
第3項	特	別	利	益	14,706 千円						
第2款	脳卒中・神経脊椎センター	事業	収	益	10,256,052 千円						
第1項	医	業	収	益	7,599,877 千円						
第2項	医	業	外	収	益	2,614,775 千円					
第3項	研	究	助	成	収	益	20,000 千円				
第4項	介	護	老	人	保	健	施	設	収	益	20,400 千円
第5項	特	別	利	益	1,000 千円						
第3款	みなと赤十字病院事業	収益	1,859,471 千円								
第1項	医	業	収	益	60,282 千円						
第2項	医	業	外	収	益	1,798,189 千円					
第3項	特	別	利	益	1,000 千円						
	合		計		47,538,669 千円						

支 出

第1款	市民病院事業費用	36,728,231 千円
第1項	医 業 費 用	35,018,490 千円
第2項	医 業 外 費 用	380,741 千円
第3項	特 別 損 失	329,000 千円
第4項	予 備 費	1,000,000 千円
第2款	脳卒中・神経脊椎センター 事業費用	10,551,620 千円
第1項	医 業 費 用	10,071,450 千円
第2項	医 業 外 費 用	122,083 千円
第3項	医 学 研 究 費 用	20,000 千円
第4項	介 護 老 人 保 健 施 設 費 用	37,087 千円
第5項	特 別 損 失	1,000 千円
第6項	予 備 費	300,000 千円
第3款	みなと赤十字病院事業費用	1,821,960 千円
第1項	医 業 費 用	971,574 千円
第2項	医 業 外 費 用	349,386 千円
第3項	特 別 損 失	1,000 千円
第4項	予 備 費	500,000 千円
	合 計	49,101,811 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,602,796 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款	市民病院事業資本的収入	1,638,232 千円
第1項	企 業 債	655,000 千円

第2項	一般会計負担金	980,432 千円
第3項	その他	2,800 千円
第2款	脳卒中・神経脊椎センター事業 資本的収入	2,022,004 千円
第1項	企業債	1,030,000 千円
第2項	一般会計負担金	991,904 千円
第3項	その他	100 千円
第3款	みなと赤十字病院事業 資本的収入	1,678,613 千円
第1項	一般会計負担金	1,453,491 千円
第2項	一般会計補助金	225,122 千円
	合 計	5,338,849 千円
	支 出	
第1款	市民病院事業資本的支出	3,011,001 千円
第1項	建設改良費	655,998 千円
第2項	企業債償還金	2,249,963 千円
第3項	投資	5,040 千円
第4項	予備費	100,000 千円
第2款	脳卒中・神経脊椎センター事業 資本的支出	2,736,943 千円
第1項	建設改良費	1,031,414 千円
第2項	企業債償還金	1,605,529 千円
第3項	予備費	100,000 千円
第3款	みなと赤十字病院事業 資本的支出	2,193,701 千円
第1項	建設改良費	10,000 千円
第2項	企業債償還金	2,183,701 千円
	合 計	7,941,645 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市 民 病 院 建 物 総 合 管 理 業 務 委 託	令和9年度から 令和10年度まで	1,169,000 千円
市 民 病 院 物 品 管 理 業 務 委 託	令和9年度から 令和10年度まで	6,426,000 千円
市 民 病 院 洗 浄 滅 菌 ・ 手 術 室 等 託 補 助 業 務 委 託	令和9年度から 令和10年度まで	302,000 千円
市 民 病 院 医 療 機 器 保 守 業 務 委 託	令和9年度から 令和12年度まで	581,000 千円
市 民 病 院 医 学 研 修 経 費	令 和 9 年 度	20,000 千円
脳 卒 中 ・ 神 経 脊 椎 セ ン タ ー 施 設 管 理 委 託	令和9年度から 令和10年度まで	520,000 千円
脳 卒 中 ・ 神 経 脊 椎 セ ン タ ー 検 査 業 務 委 託	令和9年度から 令和10年度まで	300,000 千円
脳 卒 中 ・ 神 経 脊 椎 セ ン タ ー 医 学 研 修 経 費	令 和 9 年 度	10,000 千円
脳 卒 中 ・ 神 経 脊 椎 セ ン タ ー 医 療 機 器 保 守 業 務 委 託	令和9年度から 令和13年度まで	240,000 千円
脳 卒 中 ・ 神 経 脊 椎 セ ン タ ー D X 推 進 関 連 業 務 経 費	令和9年度から 令和13年度まで	95,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(1) 起債の目的 施設整備工事費及び医療備品購入費等に充てるため。

(2) 限度額 2,014,000 千円

市民病院
建設改良費等充当企業債 984,000 千円

脳卒中・神経脊椎センター
建設改良費充当企業債 1,030,000 千円

(3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。

イ 起債の時期は令和8事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。

ウ 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(4) 利率 年 8.0%以内

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

(5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。

イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 21,151,733 千円

- (2) 交際費 639 千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,255,304千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、21,102,497千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	備品	磁気共鳴断層撮影装置	一式